

「田尻郵便局(旧集配センター)の郵便区調整に関する具体的実施計画及び
具体的要員措置計画」の支部段階における意思疎通

「田尻郵便局(旧集配センター)の郵便区調整に関する具体的実施計画及び具体的要員措置計画」に伴う意思疎通等は以下のとおりとする。

1 意思疎通

2月17日(金)までに「支部労使委員会の窓口」で必要な意思疎通を行う。

窓口開催に当たり、効果的な意思疎通と相互理解のため必要な場合は、労使双方1名に限り、意思疎通を行う事項の関係事業場の関係部署の者を臨時の窓口担当補助者に指名し、出席させることができる。

2 社員周知

「支部労使委員会の窓口」終了後、意向確認を含め2月28日(火)までに終了させる。